

第1期計画の検証と評価

目標1 子育て家庭への支援の充実

①子育て支援サービスの充実

【第1期の方向性】

本市では、地域子育て支援センターの園庭開放をはじめ、子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等を実施しています。

今後とも、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育て経験者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、不定期な保育ニーズへの対応など、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実を図ります。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。



【第2期の課題】

- 子育て家庭や小学校の様々な相談や支援に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員が家庭や小学校を訪問していますが、「フォローアップ」を確実に行う必要があります。
- 地区民児協の定例会で「子育て家庭に関する会」を開催し、情報共有や学校の困り事に対する解決策を示す必要があります。
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員との間で情報共有を図る必要があります。
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員が開催する会に積極的に外部の人に入ってもらう仕組みをつくる必要があります。
- ファミリー・サポート・センターの活動件数は減少傾向であり、地域の子育て支援に対する意識向上や人材などをはじめとした基盤を整える必要があります。
- 共働きの家庭が増えると予想されることから、病児保育施設の人員の確保など、子育てしやすい環境づくりが必要となっています。
- 地域子育て支援センターは、地域に密着した子育て支援の場として、引き続き、充実に努める必要があります。

②経済的負担の軽減

【第1期の方向性】

本市では、保護者の子育てに係わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続して進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。



【第2期の課題】

- 不妊治療に係る費用負担の一部助成を継続する必要があります。
- 要・準要保護児童生徒就学援助制度を全家庭に周知するため、文書を配布していますが、さらなる周知の方法を検討する必要があります。
- 子育て世代を支援するため、乳幼児医療費助成や子ども医療費助成の対象年齢の拡大など、制度の拡充を検討する必要があります。
- 高校生の支援や通学費の支援については、助成の対象となる世帯の範囲が広がったため、広報やホームページ等を活用し事業の周知を行う必要があります。

③相談体制、情報提供の充実

【第1期の方向性】

地域との関わりの希薄化や核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、孤立による子育てへの不安感の増加等を背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻となっています。

特に妊婦の時期は、産後、子どもが1、2歳になるまでの生活スタイル等がイメージしにくく、地域子育て支援センター、子育てサロン等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に悩む母親も少なくありません。このような状況を踏まえ、出産前からの相談体制、情報提供のあり方を検討します。

さらに情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほか、スマートフォン等携帯端末を活用した相談受付や子育てイベント・子育て教室への参加予約等がネット上でできる等、多様な手法を検討します。相談体制については、保育コンシェルジュの役割をもち、親しみやすく、気軽に相談できる窓口体制の充実に努めます。



【第2期の課題】

- 妊娠期から出産、子育てと切れ目のない支援を行う必要があります。そのため、関係機関との連携体制の充実に努め、安心して子育てできる環境づくりに努める必要があります。
- 年々相談内容の多様化、複雑化が一層深刻となっており、相談に対して関係する機関との協力・連携を図り、一層のきめ細かな対応を図る必要があります。
- 市HPや広報等を通じ提供していますが、スマートフォンを活用した情報提供等も検討する必要があります。

目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

①親子の健康維持への支援

【第1期の方向性】

子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通して健康を維持するためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付時の相談体制を充実し、若年及び高齢の妊産婦や育児不安の強い母親の悩みに対する対処方法を検討し、適切な支援を行います。健やかな子どもの成長と親が安心して子育てができる環境整備のため、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する事業や訪問相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を実施し、受診率を100%とし、病気等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、小児医療体制の充実等に努めます。さらに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実にも努めます。

【第2期の課題】

●母子保健コーディネーターによる支援、特定妊婦に対する支援プランの作成を行うとともに、乳児健康診査、幼児健康診査、産婦健診などを行っていますが、これらは妊婦及び乳幼児期の健康管理において重要な役割を担っているため、受診率100%を目指して今後も実施する必要があります。

②食育の推進

【第1期の方向性】

楽しい食事は健康な身体をつくるだけでなく、望ましい生活習慣の基本となるものです。そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室の開催や、保育所における「食育」の推進を通して、小児期からの生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立を図ります。

【第2期の課題】

●長門市食育推進計画食生活改善推進協議会、関係団体と連携して、食の重要性や食習慣の大切さを啓発し、住民の健康保持増進を図る必要があります。

●野菜などの農作物を栽培し、調理、食することにより、農業の大切さや野菜の知識を増やす取組を行っていましたが、生活改善実行グループの会員の減少により、取組が出来なくなってきました。

●暮らしに木を取り入れた取組などにより、子供や子育て世代に選ばれる長門になるよう努める必要があります。また、長門おもちゃ美術館や誕生祝い品木育プログラムなどを継続実施する必要があります。

●長門市水産物需要拡大総合推進協議会を通じて、長門の水産物を活用した健康・食育活動を行う必要があります。

●学校での指導を家庭での実践に結びつけるため、関係部署の協働が必要となっています。

●子どもの食習慣は親の食生活から大きく影響を受けているため、親向けや親子いっしょになって取り組める食育計画を作成する必要があります。

③思春期の保健対策の強化

【第1期の方向性】

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は一層多様化、複雑化しており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、学校との連携を図りながら啓発活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスがとれた成長を促すために、発達に応じて性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。



【第2期の課題】

- 小中学校の児童生徒の薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図るため、学校、家庭、地域が連携した持続可能な取組を行うため、学校運営協議会やPTAでの取組を活性化する必要があります。
- SNSの影響は多岐にわたることが多いため、本人や保護者向けの正しい情報を届ける活動を家庭教育へも広げる必要があります。

目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

①学校における教育環境の整備

【第1期の方向性】

個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけさせます。

さらに豊かな人間性を育むため、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感を認識できるよう、また生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義などを教育・啓発するため、乳幼児とふれあう機会の提供や、キャリア教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題にも対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

【第2期の課題】

- 学校施設の耐震化は完了していますが、約5割の施設が建築後30年以上を経過して老朽化が進んでいます。学校施設の劣化診断及び評価を行い、建築から解体までのライフサイクルコストの削減や、施設改修の優先度を勘案した「長門市学校施設長寿命化計画」を策定し、効率的、継続的な学校施設の改修を進める必要があります。
- 学校運営協議会の3つの機能である「学校運営」「学校支援」「地域貢献」に基づいた学校運営協議会や地域協育ネットの取組を本市の特徴として活性化する必要があります。
- 教育支援センターで、教育相談員が不登校児童生徒や保護者、教職員への相談・支援をしていますが、児童生徒を取り巻く環境の複雑化や不登校児童生徒の増加などに対して、専門的かつ組織的な対応が可能となるよう、体制整備をする必要があります。
- 子どもがスポーツに親しむ機会を増やし、定期的・継続的に体を動かすことができるスポーツ環境の充実を図る必要があります。

②家庭の教育力の向上

【第1期の方向性】

昨今、家庭における教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。

本市では、保護者を対象とした講座や講演会等を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割、子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭及び地域の教育力の向上に取り組みます。

【第2期の課題】

- 核家族化が進んでおり、家庭教育への支援が今後も一層求められることから、家庭教育力を支援することで教育力の向上を図る必要があります。

目標4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待防止対策の充実

【第1期の方向性】

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に児童相談所に支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

◆相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、健康福祉センター、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

◆発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、庁内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

◆社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用を努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

【第2期の課題】

●相談体制づくりや関係機関との連携強化については、長門市少年安全サポーターにより児童虐待についての状況を把握し、警察などの関係機関との連携を図っており、今後も連携を強化して、情報収集・共有を図る必要であります。また、要保護児童対策地域協議会では児童相談所等の関係機関と連携し、様々な児童のケースに対応しており、今後も連携強化を図る必要があります。

●発生予防、早期発見、早期対応等については、妊娠中からの支援により虐待の発生予防に

努めるため、医療機関との連携や乳児家庭全戸訪問を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦を早期に把握する必要があります。

- また、早期発見、早期対応を図るため、学校では個々の児童生徒の状況把握と現在も科せられている通告の義務を徹底する必要があります。
- なお、気になる児童については、相互に情報を共有して対応していますが、今後は医療機関や民間団体との連携が必要となっています。
- 俵山湯の家との連携については、子育て短期支援事業や一時保護等を連携して行っており、今後も連携強化と情報共有をする必要があります。

②ひとり親家庭等の自立支援

【第1期の方向性】

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。



【第2期の課題】

- 母子父子自立支援員が生活支援のための相談対応時に保育サービス等の利用意向を聞いており、今後も連携強化と情報共有をする必要があります。

③障害のある子どもがいる家庭への支援

【第1期の方向性】

障害のある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障害児に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力を得ながら一人ひとりの希望に沿った教育上必要である適切な支援等に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に対する十分な情報提供に努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等では、十分な人材を確保し、関係機関との連携を通して障害児の受け入れを推進します。



【第2期の課題】

- 参加家族の減少にともない、毎月の子育てナビ教室への出席率が減少しており、別の形での支援を検討する必要があります。
- 健診後の子どもの様子や親子の関わりが気になるケース、及び親子支援が必要な年代の増加時期等を詳細に把握し、支援を必要としている方が支援を受けられる体制整備をする必要があります。
- 長門市発達障害支援啓発講演会の開催により、発達障害児・者と、その家族への支援と発達障害に関する社会的啓発を図る必要があります。また、園や学校の出席があまり見込めていないことが課題となっています。
- 保育所等訪問については、事業所の受け入れが困難な状況により、支援が必要な人がつながらない状況にならないよう、事業所との連携を継続する必要があります。
- 乳幼児健診による疾病等の早期発見、早期療育に努める必要があります。
- 療育等に関する相談支援、訪問等による保健指導及び情報提供を行い、保護者の不安軽減、障害のある子どもの健全な発育・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育を提供する必要があります。

- 5歳児すこやか相談会については、相談件数が年々増加傾向にあり、個々に応じた別の相談会等を紹介するケースもあります。また、関係機関につなぎたくても、受け入れ可能な人数を超えた場合は、すぐにはつなげないことが課題となっています。
- 児童発達支援センターと連携しながら、保育園等への障害児受け入れ体制を充実する必要があります。また、今後も関係機関と連携しながら、保護者の希望に添えるようにするとともに、発達障害への理解促進や保育士のスキルアップを図る必要があります。

目標5 子育てと仕事の両立支援

①就業環境の整備

【第1期の方向性】

◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で子育て家庭を支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、次のような施策の推進に努めます。

●仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等

●すべての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等

◆事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

◆ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。そのためには、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりが必要となっています。

併せて、子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続していきます。また、父親が子育てに参加できるよう、父親の育児休業の取得促進、各種講座等の取組を行う等、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解を含め、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、インターネットや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を推進します。

【第2期の課題】

●合同企業ガイダンス等において、企業や民間団体の取組状況を把握し、各企業等で子育て環境等に適した働き方改革が図られるよう指導する必要があります。また、子育て支援に取り組まれている企業の情報収集や情報提供を推進する必要があります。

●子ども・子育て支援に取り組む企業等の情報収集が十分ではありませんが、情報収集した企業の取組をインターネットでPRするとともに、表彰制度の導入等の検討や社会的評価の促進に努める必要があります。

●ワーク・ライフ・バランスについての調査結果では、ことばも内容も知っていると答えた

のは 20%にも満たしておらず、また、男性の育児休業取得等の事例も少ない状況です。

- 働き方改革に関しては市内企業や団体においても普及してきていますが、父親の子育て参加や育児休業が取れる環境づくりには課題が多いため、企業や地域社会への意識啓発活動に取り組む必要があります。
- M字カーブは年々緩やかになっており、全ての年代において女性の就業割合は高い傾向になっていますが、働く上での障害に「家事等との両立ができない」とした女性男性双方の声に対応する必要があります。
- イクメンセミナー等の意識啓発に継続的に取り組む必要であります。また、子育てと両立できる働き方については、保育サービスの充実など環境面の充実に努める必要があります。

②保育サービスの充実

【第 1 期の方向性】

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり等の保育サービスに対する保護者のニーズが増加しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需要計画を通して対応を図るとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがい、内容の充実に努めます。

また、休日保育については、土日や祝日に勤務がある職種も多く、実施に向けて引き続き検討していきます。

保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

さらに、食事アレルギー等を抱える幼児・児童の食事については、適切な対応を図るため、専門の人材確保や専用の設備等の充実が必要となっています。



【第 2 期の課題】

- 通常保育については、毎年必要な量の確保はおおむねできているものの、必ずしも全員を希望施設に受け入れることができているわけではありません。
- 令和元年 10 月に幼児教育の無償化が実施されることに伴い、保育施設の利用希望が増えることが予想されるため、各種の保育サービスを充実し保護者の希望に沿った保育の確保に努める必要があります。
- 食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応していますが、アレルギー対応委員会で保護者の意見を聞くとともに、給食等で間違いがないよう、チェック体制をはじめ細心の注意を払いながら対応する必要があります。

③放課後児童クラブの充実

【第1期の方向性】

本市では、放課後や週末、長期休暇期間中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。

今後は、優先の度合いを指数化（保育審査基準）するなど、適切な受け入れにより保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を有する児童の受け入れや専門の指導員等人材の確保を図ります。



【第2期の課題】

●放課後児童クラブについては、待機児童を発生させない方針のもと、入会を希望する全ての児童を受入れて保育を実施していますが、支援員の雇用確保に努めるとともに、引き続き、適切な保育の提供により、保育が必要な家庭への支援を行う必要があります。

目標6 安全・安心なまちづくりの推進

①子育て家庭を支える地域社会の形成

【第1期の方向性】

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知恵や知識は、学校教育ではなしえないことです。

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少ない現代の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

そのためには、学校、家庭、地域の連携協力を推進し、各事業が有機的に連携する仕組みを作り、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に係わる環境づくりを進めていきます。

また、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に係わる人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。



【第2期の課題】

- 地域総がかりで子供を育てるため、地域と学校が連携・協働する必要があります。また、学校を核とした地域づくりのため、子どもたちを中心とした地域づくりにつながるよう連携強化に努める必要があります。
- 子供に関わるボランティアや関係団体の活動への若年層の参加が少ないので、参加の促進を図ることが課題となっています。
- 子どもを地域で育てることの可能性の検討と併せて、家庭、地域、学校等の連携強化が図られるよう、各団体等と協議する必要があります。

②子どもの安全の確保

【第1期の方向性】

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取組を強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を早くから身につけることが第一であるため、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の向上に努めます。

併せて、チャイルドシートの使用効果及び使用法の普及啓発活動を推進します。



【第2期の課題】

- 関係課や関係機関との連携体制が構築し、子どもの安全確保に努める必要があります。
- 通学路の状況は時刻による交通量や工事の影響などで変化するため、適宜点検を行い状況把握する必要があります。
- 保育園、幼稚園周辺の危険箇所を洗い出して、対策会議を開催するなど、子どもの安全確保に努める必要があります。

③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

【第1期の方向性】

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々凶悪化する傾向にあることから、保護者にとっては大きな不安要因の一つとなっています。

本市においても、登下校時等の不安要因は、決して解消されるものではありません。子どもを犯罪等から守るために、防犯対策協議会の活動、地域の防犯パトロール等の防犯活動、防犯灯の設置等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。



【第2期の課題】

- 防犯パトロール講習会への職員参加、自治会への防犯灯のLED化の助成、防犯カメラの設置等により、防犯対策を引き続き行う必要があります。
- 新入学児童を対象に防犯ブザーを引き続き、支給し、不審者等から被害を防ぐとともに、防犯意識の向上を目指す必要があります。
- 不審者情報の件数が増加しており、関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行う必要があります。
- 少年安全サポーターの指導により、各校において効果的な防犯訓練が実施されるようにする必要があります。
- 保育園等で不審者の侵入など、犯罪は予測不可能な面もあり、マンネリ化することなく色々なことを想定した訓練等に心がける必要があります。

④子育てを支援する生活環境の整備

【第1期の方向性】

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、通学路に歩行者専用道路がない、道幅が狭い道路があるなど、安全な道路環境とはいえない状況があります。

安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや高齢者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。



【第2期の課題】

- 生活道路の整備については、危険箇所の抽出までは至ってほしいため、具体的な計画の策定が課題となっています。
- 公園については、引き続き、関係機関と連携しながら定期的に安全点検を実施し、計画的な整備と適切な管理をする必要があります。